

# 後期高齢者医療制度

療養費(はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復)について

平成25年3月1日発行

平成25年 第1号

医療助成室

☎229-3285 ☎229-5001



後期高齢者医療制度では、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、柔道整復(整骨・接骨)の施術を受けたとき、一定の要件を満たす場合に、後期高齢者医療保険(健康保険)の対象になり、療養費の支給を受けることができます。この場

合、被保険者の負担は個々の負担割合(1割または3割)に応じた金額になります。

なお、後期高齢者医療保険の対象にならない場合は、全額自己負担になります。

## はり・きゅう

### ■後期高齢者医療保険の対象になる場合

次の両方の要件に当てはまる場合に対象になります。

#### ①対象になる傷病名

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

#### ②医師の同意があること

医療機関での治療の効果が現れないなど、医師による適当な治療手段がないとき、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が初回の申請時とその後3カ月ごとに必要です。初回の申請時には、医師の同意書の提出が必要ですので、ご注意ください。

### ■後期高齢者医療保険の対象にならない場合

はり・きゅうの施術を受けながら、同一の傷病に対して並行して医療機関で診療を受けた場合は、医師による適当な治療手段がないとは見なされないため、はり・きゅうの施術は後期高齢者医

療保険の対象になりません。また、医師からシップや薬を処方された場合も、治療行為になり、はり・きゅうの施術は後期高齢者医療保険の対象になりません。

## あん摩・マッサージ

### ■後期高齢者医療保険の対象になる場合

次の両方の要件に当てはまる場合に対象になります。

#### ①対象になる症状

筋麻痺・関節拘縮等

#### ②医師の同意があること

治療上、あん摩・マッサージが必要であることを認める医師の同意が初回の申請時とその後3カ月ごとに必要です。初回の申請時には、医師の同意書の提出が必要ですので、ご注意ください。

### ■後期高齢者医療保険の対象にならない場合

疲労回復や慰安目的などのマッサージは、後期高齢者医療保険の対象になりません。